

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2024年
2・3月号
No.372

新年賀詞交換会

公益社団法人 北沢法人会



ほうじん北沢インタビュー
北沢法人会 委員会めぐり No.1

組織委員会

新企画
発進!!

令和6年 北沢法人会
第6回 税金クイズ大会
会員勸奨表彰式
新年賀詞交換会

第45回
せたがや梅まつり 税金クイズ

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。



企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

公益社団法人 北沢法人会
www.kitazawahoujinkai.or.jp



投稿コーナー
「私のイチオシ」
投稿募集中!!

公益社団法人北沢法人会 今後の予定

■3月8日(金)13:00~16:00 税理士相談/北沢法人会館
税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談にのってくれます!

■3月21日(木)19:00~20:15 下北沢支部
「第2回公開税務研修会」/北沢タウンホール4F 活動フロア
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください~

■3月23日(土) 桜上水支部「しもたか大きくらまつり」
/日大文理学部正門付近

■3月25日(月)18:00~明大前支部「第2回公開税務研修会」
/旭館総本店下高井戸本店
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください~

■3月26日(火)18:00~19:30 南烏山・粕谷支部
「第2回公開税務研修会」/烏山区民センター
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください~

■3月26日(火)、27日(水) CSKクリニック健康診断

■3月28日(木)10:00~、14:00~(1日に2回開催)
北沢税務署・北沢法人会共催「定額減税に関する説明会」
/北沢法人会館 すべての源泉徴収義務者が対象!定額減税の実施方法について詳しくご説明します。

■3月28日(木)16:00~ 給田・北烏山支部「第2回公開税務研修会」
/JA東京中央ファーマーズマーケット千歳烏山
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください~

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。

Tel. 03-5450-7121   
Fax. 03-5450-7122   
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

令和6年 能登半島地震 支援金募集 被災地のチカラに!

平素より当会の諸活動に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、能登半島で発生した地震により、多くの方々が被災され、深刻な状況に立たされています。北沢法人会では、被災地域への支援を行い、復興の手助けを行いたいとの思いから、下記の通り支援金を募集することといたしました。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 北沢法人会 会長 飯野 光彦

1. 名称 : 令和6年 能登半島地震 支援金募金
2. 支援金額 : 1口5千円(希望口数)

3. 振込先 : 昭和信用金庫 本店
□座番号 : 普通預金 1278198
□座名 : 公益社団法人 北沢法人会 能登半島地震災害支援金口
シャ)キタザワハウジンカイ ノトハントウジシンサイガイシエンキングチ

※「昭和信用金庫」支店からの送金の場合、振込手数料は無料(窓口の場合のみ)

4. 寄附先 : 東京輪島会(東京輪島会を通じて、全額、輪島市等へ寄附します)
5. 締切日 : 令和6年3月29日(金)
6. 税制上の優遇措置について : 「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します

(1) 法人の場合

寄附した全額が損金の額に算入されます。下記の①②を保存してください。

- ①本支援金募集のお知らせ ②金融機関等で支払った振込票の控え・半券(受領証)

(2) 個人の場合

「特定寄附金」として、寄附した金額から、2,000円を引いた金額が「寄附金控除額」となります。確定申告の際、①②が必要です。

- ①本支援金募集のお知らせ ②金融機関等で支払った振込票の控え・半券(受領証)

(例)その年の寄附金の合計が10,000円の場合

$$10,000円 - 2,000円 = 8,000円$$

$$(その年の寄附金の合計額) - (2,000円) = (寄附金控除額)$$

※寄附金の合計額は、所得金額の40%が上限です。

ほうじん北沢

Houjin Kitazawa

2024年 公益社団法人
2・3月号 北沢法人会 広報誌
No.372 第372号
令和6年3月1日発行



羽根木公園・梅林の「白加賀」



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定/コンテンツ	1
令和6年 能登半島地震支援金募集	2
令和6年 北沢税務署への新年挨拶	3
令和6年 北沢税務協力団体主催賀詞交歓会	4
令和6年 北沢法人会 新年賀詞交換会 第6回税金クイズ大会 会員勸奨表彰式	5-6
一日税務署長イベント	7
特別企画 ほうじん北沢インタビュー 北沢法人会 委員会めぐり [No.1] 組織委員会	8~10
第45回せたがや梅まつり 税金クイズ	11-12
令和6年度 税制改正大綱	13-14
全法連・東法連 新年賀詞交歓会 / 投稿 投稿コーナー 投稿募集	15
北沢税務署・北沢法人会共催「インボイス制度説明会」/ 公益事業委員会主催「献血」/世田谷都税事務所からのお知らせ	16
令和5年度、新入会員紹介	17
日本政策金融公庫からのお知らせ	18
北沢税務署からのお知らせ	19-20
連載 経理の知識 税理士:井戸川真也	21
連載 大切ですよ!就業規則 第76回 社会保険労務士 斉藤信之	22
連載 No23ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介	23
会員紹介 近江屋 ハイエンド合同会社 株式会社インフィニティ自立学習塾	24
支部・部会・委員会活動 千歳台・船橋支部 明大前支部 経堂支部 桜上水支部	25-26
女性部会 明大前支部 梅丘支部合同 代沢・代田支部 給田・北烏山支部	27-28
リレー後記/税金クイズ 税金八先生!	29



正副会長・顧問

令和6年 北沢税務署への新年挨拶

今年も北沢法人会では1月9日(火)、正副会長、青年部会、女性部会の3組にわかれて、北沢税務署へ新年のご挨拶にお伺いしました。

今年は、新年早々、能登半島地震や日航機の衝突事故といった、悲しい出来事がありました。正副会長の時間では、坂本副会長が輪島市の出身であることから、地震による被害の状況や、被災された方々の現状を、署の方はもちろん、正副会長間でも心配し、みんなで心を痛めていました。

青年部会では、法人会活動のひとつ「租税教育」につい

て、松生署長より青年部会をサポートしたいという力強いお言葉をいただきました。中村部会長からは、本業が忙しい世代が集まる青年部会ではあるが、みんなで税金のことを勉強しながら、子供たちへの租税教育について、前向きに取り組んでいきたいとの話がありました。

女性部会では、税務署に対し「税に関する絵はがきコンクール」の選考、表彰式のお礼と、2月に羽根木公園にて開催される「梅まつり 税金クイズ大会」への協力依頼がありました。松生署長からは「絵はがきコンクール」についても、学校へ

働きかける際、全面的に協力しますとのことのお話をいただきました。

今年も税務署のみなさまと緊密に連携を図り、ご協力いただきながら、北沢法人会の事業を拡充できればとよいと感じました。(事務局)



青年部会

女性部会

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

東洋ドライルube株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<https://www.drilube.co.jp>

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777



令和6年 北沢税務協力団体主催 新年賀詞交歓会

令和6年1月12日、三軒茶屋スカイキャロットにて、北沢税務協力団体主催の新年賀詞交歓会が開催されました。北沢税務署と北沢税務協力5団体・北沢納税貯蓄組合連合会・(一社)北沢青色申告会・北沢間税会・東京税理士会北沢支部・(公社)北沢法人会、総勢74名の出席者が集いました。

1月1日に石川能登地方を襲った大地震、さらに翌日の飛行機事故と暗いニュースが発生したため、皆様の新年のご挨拶は控えめで始まりました。そして、開会の前には、大地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表し、参加者全員で1分間の黙とうが捧げられました。

「第1部」の開会の言葉は、(一社)北沢青色申告会の会長である尾崎直人氏によって述べられ、続いて北沢納税貯蓄組合連合会の会長、島田益吉氏が当番幹事挨拶を行いました。その後、北沢税務署の署長、松生剛氏からご来賓を代表してご挨拶があり、北沢間税会の会長、宍戸啓昭氏によって閉会の言葉が述べられました。

「第2部懇談会」は(公社)北沢法人会の会長、飯野光彦

氏の開会の言葉から始まり、北沢税務署の藤井克明副署長が乾杯の音頭を取りました。最後に、東京税理士会北沢支部の阿部隆支部長が小さな三本締めで会を締めくくりました。

松生署長からは、北沢税務署が主催した1日署長イベントの参加協力への感謝の意が表明されました。また、北沢法人会の飯野会長が、震災の影響と現在の社会情勢、特にイスラエルの半導体産業について興味深い話をしました。私たちの生活やビジネスに直結するサプライチェーンの重要性を強調していました。

賀詞交歓会では、各テーブルで活発な会話が交わされ、やはり地震の話題が中心となりました。

会場のスカイキャロットから見える東京タワーの美しい夜景が、首都直下のリスクを感じさせながらも、危機に対して前向きに考えるきっかけを提供していました。今年も北沢法人会は、地域社会との連携をさらに強化し、共に発展と繁栄を目指していくことが期待されます。

(明大前支部長 広報委員 岩本由起子)



税金クイズに挙手で答える参加者。

令和6年 北沢法人会 1月26日(金) 場所：梅丘パークホール 第6回 税金クイズ大会 会員勸奨表彰式 新年賀詞交換会

令和6年1月26日(金)、梅丘パークホールにて、第1部「第6回税金クイズ大会」、第2部「会員勸奨表彰式」、第3部「北沢法人会 新年賀詞交換会」が開催されました。今年は4年ぶりに立食形式の懇談会が開催され、支部の垣根を超えての会員交流の場となり、大盛り上がりでした。

イベントの冒頭、1月1日に能登半島を襲った地震でお亡くなりになられた方々に黙祷を捧げました。

第1部では税制委員会が主幹となり、一般の参加者も含め「第6回税金クイズ大会」が行われました。参加者全員2回のチャンスがあり、優勝(世田谷区内商品券1万円)を目指して、皆真剣な表情でクイズにチャレンジしていました。時折、北沢税務署、石川上席のわかりやすい解説もあり、楽しみながら税金についてみんなで勉強しました。

第2部では、昨年、会員勸奨で頑張ってきた方たちを表彰しました。9つの支部、受託保険会社、個人表彰では8名の方に、飯野会長より表彰状と記念品が手渡されました。

第3部では、善養寺副会長の「開会のことば」から始まり、飯野会長のあいさつ、ご来賓を代表して、松生北沢税務署長にごあいさつをいただきました。次に、令和5年納税表彰・東京都主税局長表彰、世田谷都税事務所長感謝状を受彰された役員のみなさまへ、お祝金の贈呈が行われました。

そして松林顧問の乾杯のご発声で、4年ぶりの懇親会が始まりました。歓談の合間には、出席している今年度の新入会員を紹介し、みなさんから一言ずついただきました。

この賀詞交換会が、既存会員との交流を深めてもらえる場になればと思うばかりです。コロナ禍が明けての初の新年懇親会で、談笑もはずんでいたようです。



写真下段左から：金子副会長、四分一理事、佐藤常任理事、大石副会長。署長をはじめご協力いただいた税務署の方々、保険会社の方々。活躍が期待される新入会員のみなさん。

そのほか、当会で能登半島地震支援金口座を開設し、支援金募集を行っていることを周知しました。みなさまのあたたかいお気持ちをお待ちしております。

今年は124名のみなさまにお集まりいただき、税制委員会、組織委員会、総務委員会を中心に、青年部会、女性部会、そのほかたくさんの会員のみなさまにご協力いただき、無事、盛況のうちに終えることができました。あらためまして、ここに御礼申し上げます。

今年も北沢法人会は、より一層団結し、地域社会に貢献できるよう、会員同士が互いに支えあって前進していければと思っています。
(総務委員長 栗山和久)



第2部会員勸奨表彰式、会の増強に尽力された受賞者の方々。



税務署幹部の見守る中、税金クイズが進行。税制委員会作成の問題を石川龍児審理担当上席に解説いただく。司会進行で盛り上げる宍戸支部長



税金クイズを勝ち抜いた経堂支部 梯さん、千歳台・船橋支部 瀬川さんおめでとうございます。税制委員会・組織委員会(表紙写真)・総務委員会の方々ありがとうございました。



①真ん中、絵はがきコンクール「北沢税務署長賞」を受賞した松原小学校6年、飯島果穂さん。②北沢税務協力団体長、税務署幹部との記念写真。③飯野会長のあいさつ。④一日署長と名刺交換をする飯野会長。⑤J.COMのインタビューを受ける飯島果穂さん。⑥署長室で模擬決済の後、ご家族と記念撮影。

一日税務署長イベント

令和5年12月25日、「一日税務署長」のイベントが行われました。

税務協力団体にて開催された、「中学生の『税についての作文』」「『税を考える週間』小学生の書道作品」「小学生の税に関する絵はがきコンクール」および「税の標語」、それら事業で「北沢税務署長賞」を受賞した児童、生徒さんが、13時から、北沢税務署に一堂に会し、一日税務署長のイベントが行われました。北沢法人会からは「税に関する絵はがきコンクール」で「税務署長賞」に輝いた松原小学校6年 飯島果穂さんが参加し、印鑑と名刺が贈呈され、たすきをかけてもらいま

した。早速、その印鑑を使って税務署長が行う書類の決済を体験し、どのような思いで作品を書いたのか、インタビューを受けていました。記念撮影の後、現署長、各団体長と名刺交換もしました。

税務署内を視察した後、北沢警察署、北沢消防署へと移動し、そこでも名刺交換をしました。最後は北沢税務署に戻り歓談後、解散。一日税務署長の大役を無事終えました。

受賞者の方々は初めての体験で緊張している様子でしたが、たくさんの人の前で、そしてご家族の前で自分の作品を紹介でき、とても喜んでいました。（前女性部会長 広瀬節代）



ほうじん北沢
インタビュー

北沢法人会
委員会めぐり
第1回

組織委員会

2024 1/16
15:00
法人会館
インタビュー
広報委員長
高宮英輝



組織の増強とは“外”へも“内”へも働きかけること。

- 総務委員会
- 組織委員会
- 税制委員会
- 広報委員会
- 公益事業委員会
- 厚生委員会

委員長:長沼洋一郎
副委員長:飛田千賀子
副委員長:東 宏樹
副委員長:仲井淳一
担当副会長:金子健太郎
※副会長が1人、委員会の担当となる。

写真左上から: 生命保険 東 宏樹さん 副委員長 / (株)金子プロモーション 金子健太郎副会長 / グリーン・アース・テクノロジー(株) 仲井淳一さん 副委員長 / (有)ナガヌマ 長沼洋一郎さん 委員長 / (有)ピーシーコーポレーション 飛田千賀子さん 副委員長

北沢法人会には6つの委員会があり、それぞれが会の活動・維持・発展の基盤となっているのですが、委員会に所属していない方や所属以外の委員会だと、どんな役割で、どういった活動を行っているのかなどよく判らないと言った声も聞きます。そこで各「委員会」をめぐり、理解を深めようというのがこの「委員会めぐり」企画です。

組織を強くする。それが組織委員会。

高宮:今回は法人会賀詞交換会の当日というお忙しい中、広報誌の新企画のためにお集まりいただきありがとうございます。好評いただいた「支部めぐり」の次の企画という事で広報委員会としても頑張っていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。では皆様の自己紹介をお願いします。

長沼:組織委員会委員長、有限会社ナガヌマの長沼洋一郎です。常任理事、下北沢支部所属です。不動産賃貸業で、しもきた商店街振興組合の理事長をやっております。

飛田:副委員長をやっております、有限会社ピーシーコーポレーションの飛田千賀子です。常任理事、下北沢支部長です。金券ショップ、アイホン修理、地元中学校の制服販売など、下北沢改札口から1分の場所で商売をして28年目です。

東:副委員長の東 宏樹です。桜上水支部副支部長、青年部会副会長をさせて頂いています。上北沢で生命保険の仕事をしている個人事業社です。よろしくお願いいたします。

仲井:グリーン・アース・テクノロジー株式会社の仲井淳一と申

します。副委員長で経堂支部になります。もともとCO2の排出権取引をやっております。また、自社で作った消毒液、次亜塩素酸水を施設・保育園などに販売しております。

金子:組織委員会の担当副会長を仰せつかっております金子健太郎と申します。仕事は金子プロモーションというボクシングジムの運営とスポーツグッズ販売などを行っております。法人会では下北沢支部長を経験したり、組織委員長や総務副委員長、社会貢献委員長など歴任させていただきました。

高宮:金子さんは昨年までは広報委員会の担当副会長で、長沼さんは副委員長でした。懐かしい顔ぶれですね。

では質問に参りたいと思います。そもそも組織委員会とはどういった委員会なのでしょうでしょうか?

長沼:まず、定款に書いてあるように会員増強であったりとか、名簿の管理であったりとかですが、端的に言うとも員さんを増やすという事が大きな柱で、そのために色々な施策を考えて行くのが組織委員会の役目です。

ただ、私が組織委員会に入って感じる事は会員勧奨は頑張っているんですけど、会員数自体はあまり増えていってない。つまりいっぱい入れてもいっぱいやめていってるとね。

今、それをどうにかしようと思ってるんです。会員増強だけでなく、組織の強化。そうやって組織の基盤を作っていく、それも重要な役割だと思っています。

勸奨だけではなく定着のために。

高宮:勸奨以外はどんな活動を行なっているんでしょうか?

長沼:今年度、新たに「新入会員交流会」を始めました。せっかく入った会員さんがいつの間にかやめていたり、なかなか会に定着出来なかったりとかを防ぐために、また、そういった方々が法人会を楽しめるように。従来だと会う機会が少なくなる各支部の新入会員さん同士で交流を深めてもらう。そして勸奨者が橋渡しとなり支部や部会に繋げていただく。また、互いに新入会員同士だと馴染みやすいでしょうから、そこから関係性を徐々に作っていければ、支部や部会にも参加しやすくなり定着出来るのではとも考えています。それで、まずは1回目の「新入会員交流会」を行いました。

高宮:その会には組織委員会の方達も参加するのですか?

長沼:既存の会員が多すぎたら新入会員さんが遠慮するので勸奨者だけにしました。今後、支部長や部会長の出席を望まれたらそうしますし、サポートがほしいときは委員も出席します。

金子:私も参加者に意見を聞いたら非常に楽しかったと言っていました。新入会員の方々と名刺交換もでき、他の支部の新入会員の方とも話が出来たと喜んでいましたね。

東:組織委員会では、例えばイベントを開いて皆で1社ずつ呼んだら結構集まったなど、勸奨の状況の情報共有もしていますが、これが重要だと思います。

長沼:支部の忘年会や新年会に知人を連れてきたら1,000円割引なんてやっている所もありましたね。

高宮:確かに私も勸奨のやり方が判らないのでそういったノウハウが聞ければ嬉しいと思いますね。

長沼:各支部に組織委員がいますから、組織委員会に出ただけであればそういった共有ができます。今、組織委員会ではノルマを課すといった考え方はしていません。勸奨は「営業」ではないんです。数を気にせずぜひ出席していただきたいですね。

金子:今の組織委員会は会員勸奨をさせられる・やらされる、といった委員会じゃありませんから、組織委員さんが都合が悪ければ支部長・副支部長に来ていただいて、色んなノウハウを持った人たちがいますから上手に組織委員会を使ってほしい

ですね。まずは委員会に来ていただく事ですね。

ある支部で若い方を勸奨したいという事で東くんに行ってもらい入会してもらえました。そして青年部会に入ってもらい活動していくうちに支部にも参加するでしょう。支部の活性化にも繋がります。そういう事で組織が強くなってゆく。

長沼:そうやって助け合っていくことも出来ますから。

会員に楽しんでもらう。

飛田:私は入会30年です。起業してすぐに法人会に入ったの。そしたら、当時組織委員長だった金子さんのお父さんに



「組織委員になって」と言われて、それからずっと組織委員。組織委員長の際は各支部を全部回ったのよ。役員会に参加して終わったらみんなで懇親会に行つて。そこで行きつけのお店だけどもまだ勸奨したことが無いって言うから勸奨したら入ってくれて。まず声をかけてみるのが大事よね。他の支部の人でも機会があれば声をかけて、その支部に入っていたら良いと思うの、同じ法人会なんだから。

移動研修や公開研修会も何処が喜ばれるか、どんなお弁当がいいかとか、どうしたら会員さんが喜んでくれるか考えています。退会防止にはそうした気配りが必要だと思うの。

金子:法人会って立派な組織ですから、お声がける事に遠慮して自ら壁を作ることはありませんね。そして役員のみならず、気を遣いながらやっていくと良い会になっていく。そしたら楽しい会になる。「楽しい」というのは大事ですね。

長沼:やはり退会防止には会員さんに楽しんでもらう事が大事なんです。何が楽しいのか色んな方向から考えてほしいですね。そうすれば仲間を増やせるんです。

スムーズな発信・入会を目指す。

仲井:経堂の例ですが、飲食店の方だと入会されてもなかなか時間が合わなかったりするんですね。経堂支部では独自にホームページを持っていてそこに会社のリンクを貼ったり、紹介ページを載せたりしたいと思っています。

そうすれば、参加できない会員も入会メリットになりますし、そこに支部の情報もありますから。リアルの活動も充実させつつ、参加しづらい人のフォローもやって行きたいと考えています。

東:勸奨で法人会って何?って聞かれるんですけど、今、青年

部会で外に発信するためのSNSを使った方法を、竹内君たち若手中心で考えてもらっています。まとまってきたら組織委員会と連携をとっていきたくて考えています。

高宮:入会の手続きについて簡素化できないかとの話を聞くのですが、いかがでしょう?

長沼:その件は組織委員会でもいつも話に出ます。今は紙ベースですのでまず記入や送付で手間取ります。部会も別に申込書を書かないといけません。IT検討プロジェクトチームもこれから立ち上がりますし他の委員会とも話し合いつつ、できれば早急に進めていきたいと思っています。

高宮:勸奨するエリアに決まりはあるんですか?

金子:決まりはないのでどこの地域でも大丈夫です。北沢エリア以外でも良いんです。他支部だとか遠慮せず勸奨してください。どこの活動に参加するかは入った方の希望で大丈夫ですし。

組織の強化には連携が必要。

高宮:他の組織との連携はどうでしょう?

金子:青年部会とは、組織で入会した方々に青年部会に入ってもらい、部会に参加することで法人会のことをわかってもらえ親会で活躍できる、といった良い空気になっていると思います。

東:組織委員会に石井前青年部会長がいたこともあって、親会に顔を出したり部会員を連れて行ったりしていただいて親会との繋がりができ、青年部会員も支部会に参加するようになりました。中村部会長も踏襲していて、勸奨も頑張ろうと盛り上げています。これも親会との関係があってこそで、こういった横断的な繋がりが組織委員会の良いところだなと思います。

飛田:勸奨の相手が若いときは青年部会から声をかけてもらいましたね。

長沼:やはり組織委員会は各組織と連携を図っていかねばならないですね。支部の新設法人のリストも共有して、支部に余裕がないときは組織委員会でDMを出すなどフォローしていく事も目指しています。

今回の話で外への発信と内への働きかけが出てきました。内を強くするには、やはり支部に頑張ってもらいたい。法人会のコアは支部ですから。組織委員会はそのためのサポートをやりま。部会にもやってもらいます。

また外への発信では、例えば広報委員会にツールを作ってもらうとか、組織委員会だけで出来る事は少ないんです。他との協力が必要ですのでしっかり連携をしていくことが必要です。そして支部や部会、委員会の仲介者として全体を横断的に繋げていければと思います。

高宮:今回お話をうかがって思ったのが「物事の見方を変える」ことです。私も勸奨をするとなるとお話に出た名簿を見て会社を訪ねる「営業スタイル」なんです。そういうやり方しかやって来なかったんですけど、飛田さんや金子さんのお話だとさりげない出会いの中でも声をかけている。金子さんがおっしゃっていたようにこっちで壁を作っていたのかな?と思ひまして、もっと見方を変えたらストレスなく、むしろ楽しんでやれるんだと判りました。また、組織委員会は勸奨を一生懸命やる所だと思ひましたが、退会を防ぐ活動にも力を入れていると判りました。まずは、各支部の組織委員の皆さん、ぜひ組織委員会へ出席してみてください。

本日は、有意義なインタビューとなりました。皆さんありがとうございました。

令和6年2月17日(土) / 参加者38名 / 場所: 羽根木公園

第45回

梅まつり
税金クイズ



令和6年2月17日(土)天候にも恵まれ、羽根木公園の会場官公署PRコーナーにて恒例の税金クイズを実施しました。

朝9時からブースの設営や景品の準備を青年部会や会員の方々にもお手伝い頂き順調にことが運び、とても助かりました。

10時に集合写真を撮り、飯野会長、坂田女性部会

長、松生税務署長の挨拶後、税金クイズを始めました。今回は紙ベースの問題用紙の他にQRコードで読み取るスマートフォンでの参加も加えました。QRコードのプラカードを持って歩いているとスマホで読み取る方が多数いらっしゃいました。クイズは5問、3択形式です。今年も法人会のコーナーは景品待ちの行列ができていました。用意した紙ベースの問題900枚(大人用800枚、



今回スマホからもOKに。 様々な団体に参加の方も。 風船の準備に励む青年部会や理事の面々。 いよいよ税金クイズが開始される。



子供用100枚)がなくなった時点でクイズ終了としました。今年も北沢法人会のコーナーは、子供から高齢の方まで多くの方々に参加して頂けて盛会でした。

ここで今回の景品協賛社のご紹介をいたします。小野商事(株)様より軍手、昭和信用金庫様と目黒信用金庫様よりポケットティッシュの協賛品を頂きました。感謝申し上げます。女性部会からは、お花(パンジー)とけんたグッズ(マスク、ウェット

ティッシュ他多数)を景品として用意しました。今年も多くの皆様に税について知って頂ける機会を設けることができました。

お手伝いに参加してくださった皆様ありがとうございます。皆様お疲れ様でした!

※能登半島地震災害支援金活動も実施しました。
※北沢法人会が植樹した紅梅は、見上げるほど大きく育ち可愛い花をたくさん咲かせ来場者の撮影スポットになっていました。(女性部会副部長 丸山恵美子)



子ども達も一所懸命クイズに挑んでくれた。



ドキドキの採点タイム、何問正解かな?



1時にはクイズ用紙900枚が終了、皆で拍手。

新築・リフォーム・耐震診断・土地活用のご相談

株式会社
四季建築設計事務所

代表取締役 坂本 哲

〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
TEL.03-3328-1117 FAX:03-3328-1357

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング
株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

心のごもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

令和6年度 税制改正大綱

～法人会の税制改正提言～

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期間が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。①原則的なルール
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月31日までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2)適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。
②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
(イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4)住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。
①40歳未満であって配偶者を有する者
②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5)適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

全法連・東法連 新年賀詞交歓会



坂本副会長、大石副会長、飯野会長、全法連小林会長、松生北沢税務署長、善養寺副会長

令和6年1月23日(火)、「全法連・東法連共催 新年賀詞交歓会」が、帝国ホテルで開催されました。飯野会長ほか、善養寺副会長、大石副会長、坂本副会長が出席しました。

第1部新春記念講演では、講師に千葉大学医学部附属病院特任教授、全法連青連協健康経営プロジェクトアドバイザー 吉村健佑氏が「法人会だからできる『健康経営』の推進—生産性の向上と上手な医療の使い方—」をテーマに、講演がありました。

第2部の受章祝典では、叙勲受章者、納税表彰(財務大臣・国税庁長官)受章者へ、全法連、小林会長より、賞状と記念品が手渡されました。

第3部では会場を移して「新年賀詞交歓会」が行われ、多くのご来賓の祝辞、挨拶などがあり、懇談の場では、全国の法人会のみなさんと交流を深めることができ、盛会のうちに終了しました。(事務局)

投稿コーナー 「私のイチオシ」

- ・自慢のペットのイチオシ写真!
 - ・イチオシの趣味!
 - ・スイーツやランチ、イチオシの食べ物!
- あなたのイチオシをお送りください!!



ブックバーを巡ること 下北沢支部 広報委員 生野貴昭

若輩者ながら歳を重ねるごとに思うことがあります。「これまでの人生も楽しかった。これからはどんな面白いことに出会えるのだろうか」と。

この感覚はおそらく、「自分の力で進みたい道を切り開ける力を持たた」という、とても幸運な幸福を得られたことによるものだと思います。もっと若かった頃に重ねてきた苦難や試練というものも、今となってみれば全てが今に繋がっているのだと温かい気持ちで振り返れるというものです。

そうやって昔を振り返ってみると、かつての私のそばには、常に本と物語がありました。親と学校、それに関連する友達……。見える世界の狭かった時期の私にとって、物語とはまさに何よりも雄弁に物を語ってくれたものでした。人がどのように生きて、世界がどう動くか。さらに、物語には必ず終わりがあることも。本は何よりの教師でしたし、物語は無尽に広がる世界への水先案内人でした。

自分の力で世界を広げられるようになった昨今では、他の物

語が私の「物語」に占める割合は徐々に減りつつあります。そのことについて良し悪しを決めることは、今すぐにはできません。

ただ、たとえ他の物語を必要としなくなっても、決して忘れたくないことが一つだけあります。「他の物語が存在すること」です。本には一冊ごとの。そして人には人の。それを想像するための力をもらえたことが、何よりの過去からの贈り物でしたと、今となっては思います。

みなさまもぜひ、たまには本の香りを嗅いでみて、かつてそうだったかもしれない時期に思いを馳せてみてください。一人で、もしくは世界を広げてくれた誰かと一緒に。

その時に何か邪魔をするのであれば、お酒の力を借りて。世界への鍵だった本に囲まれながら、お酒という歳を経ることです。手に入れた世界へ踏み出す敷居を下げてくれる道具とともに、穏やかな時間を過ごす。ブックバーとはそういう場所です。気軽に訪れて、様々な世界があったことを思い出してみてください。

その中に、自分自身がいることも。

投稿方法 投稿したい画像や文章に以下を添えて事務局へ

①お名前もしくはペンネーム ②コメント等 ③連絡先(住所・電話番号など、掲載はいたしません、無くて可)を添えて、北沢法人会・事務局へメール or ファックスなどでお送りください。



Fax▶03-5450-7122 Mail▶info@kitazawahoujinkai.or.jp

Mail QR▶

北沢税務署・北沢法人会共催「インボイス制度説明会」

2月14日(水) 10:00~11:00 / 参加者17名 / 場所:北沢法人会会館 3階会議室



北沢税務署と北沢法人会共催で、「インボイスについての説明会」が行われました。冒頭、山田税制委員長のご挨拶から始まり、北沢税務署からは、インボイスの説明といえばお馴染みの石川上席国税調査官に、今回もご説明いただきました。

「インボイス制度」は、本部でも支部で

も説明会を重ねていますが、よくわからない、難しい、という声をよく耳にします。昨年10月より「インボイス制度」が開始されましたが、北沢法人会としても、会員のみならず困っていることや不安なことを解消すべく、さまざまな説明会を開催していきたいと思っています。(事務局)

公益事業委員会主催「献血」

令和6年2月20日 烏山区民センター広場にて日本赤十字様と献血イベントを行いました。

年初の能登半島地震の影響で北陸地方での献血活動が出来ない状況などで、血液が不足しているとの事で少しでも多くの方に参加していただければとの想いでした。

当日は法人会会員の皆様を含め52名の方にご参加いただくことが出来ました。

今後も継続的に活動できたらと考えております。法人会会員の皆様におかれましては定期的なご参加をお願いいたします。(公益事業委員長 山崎 哲也)



世田谷都税事務所からのお知らせ

～個人で事業を営む方へ～

個人事業税の申告期限は3月15日(金)です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和6年3月15日(金)
申告先及び問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁  主税局 HP



令和5年度、新入会員紹介

令和4年12月から令和5年11月までに66社のご入会がありました。そのうち掲載了承の45社の新入会員をご紹介します。
(組織委員長 長沼洋一郎)

No	支部	事業所名	住所	TEL
1	下北沢	saku-RA司法書士法人	〒155-0031 世田谷区北沢2-11-15 ミカン下北沢A街区4階201	03-6161-0088
2	下北沢	東急リパブル株式会社下北沢センター	〒155-0031 世田谷区北沢2-7-12 ナチュラル下北沢1F	03-5738-1090
3	下北沢	合同会社下北GRIP	〒155-0031 世田谷区北沢2-25-20 東洋興業ビル3F	090-2165-4691
4	下北沢	有限会社十影堂エンターテイメント	〒155-0032 世田谷区代沢5-9-13 代沢ハイツ201	03-5481-6688
5	下北沢	株式会社ウェイド	〒155-0033 世田谷区代田5-27-16-203	03-6316-8077
6	下北沢	萩原造園	〒156-0042 世田谷区羽根木2-6-12	090-3549-5821
7	下北沢	Any株式会社	〒151-0053 渋谷区代々木5-7-5PORTAL POINT Yoyogi-Koen501	03-6824-5955
8	下北沢	塩田 麻里耶	〒155-0031 世田谷区北沢2-36-2 ヒルズ下北沢201	080-4375-7250
9	下北沢	株式会社ハッピースクエア	〒155-0031 世田谷区北沢5-22-5 タナタニ荘201	03-5645-8380
10	下北沢	株式会社ここ	〒155-0031 世田谷区北沢2-31-3 しもきたまりーば3階	080-3755-2404
11	下北沢	株式会社YUNOJI&COオレンジセオリーフィットネス下北沢	〒155-0032 世田谷区代沢5-31-8 No.R下北沢B1F	03-6450-7575
12	下北沢	株式会社あおとき	〒155-0031 世田谷区北沢3-27-4 立木ビル2F	080-6939-6323
13	下北沢	浜田真衣(プルデンシャル生命保険株式会社)	-	080-1236-4025
14	代沢・代田	株式会社ディース・ギャラリー	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-55-6 モント原宿2F	03-6407-1349
15	代沢・代田	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	〒155-0033 世田谷区代田2-20-6 代田東町会館	03-6450-8229
16	代沢・代田	かどた内科クリニック	〒155-0032 世田谷区代沢5-18-1 代沢カラバッシュ2F	03-6413-8333
17	代沢・代田	株式会社インフィニティ自立学習塾	〒155-0032 世田谷区代沢4-28-11 藤和ホームズ202	090-3105-0788
18	明大前	SE-TECH合同会社	〒156-0043 世田谷区松原3-30-10双葉屋ビル2F-2016号室	03-6379-0225
19	明大前	株式会社フラップ	〒156-0043 世田谷区松原6-28-1 リアライズマンション202	03-6265-7951
20	明大前	ハイエンド合同会社	〒155-0031 世田谷区北沢3-27-4 立木ビル2F	080-3451-4777
21	明大前	一般社団法人日本ホッカン協会	〒156-0041 世田谷区大原2-17-1 フラッツルビー101	090-5464-0328
22	明大前	ヒロインターナショナル有限公司	〒168-0063 杉並区和泉2-11-15 田中章子様内	042-368-7937
23	明大前	マリットレイディングインターナショナル	〒175-0082 板橋区高島平7-19-12-401	080-3538-6002
24	梅丘	株式会社みかん	〒154-0004 世田谷区太子堂2-14-20 ステップス三軒茶屋103	03-6450-8825
25	梅丘	トータルホームサービス株式会社	〒155-0032 世田谷区代沢 2-39-21 代沢テラス001	03-6427-0290
26	梅丘	近江家	〒154-0021 世田谷区豪徳寺1-42-10	03-3429-2606
27	桜上水	若尾行政書士事務所	〒154-0001 世田谷区池尻4-28-21 フェーズ・コート608	03-4283-0003
28	桜上水	高田裕久会計事務所	〒156-0057 世田谷区上北沢5-24-10	03-3302-0386
29	経堂	青山スクールオブジャパニーズインコーポレーション株式会社	〒156-0052 世田谷区経堂5-38-20 CSSビル3F	03-5426-5888
30	経堂	税理士法人スマートシンク	〒160-0023 新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング6F	03-6300-9501
31	経堂	antクリーンサービス合同会社	〒156-0055 世田谷区船橋4-39-31	03-6411-3173
32	経堂	明治安田生命保険相互会社(影山郁恵)	〒160-0023 新宿区西新宿6-18-1住友不動産新宿セントラルパークタワー26階	070-4159-9457
33	千歳台・船橋	今福防水合同会社	〒156-0055 世田谷区船橋2-21-6	03-5490-6265
34	千歳台・船橋	株式会社らくがきエンターテイメント	〒166-0003 杉並区高円寺南4-7-3 サンシャイン高円寺803	-
35	千歳台・船橋	menyCATE株式会社	〒156-0055 世田谷区船橋2-7-6	03-6411-3434
36	千歳台・船橋	株式会社R・AD	〒156-0055 世田谷区船橋3-21-1-602	03-5338-8705
37	南烏山・粕谷	株式会社Tokyo&International	〒154-0015 世田谷区桜新町2-10-3 金子ビル1F	03-6450-9873
38	南烏山・粕谷	みどり也緑化	〒157-0063 世田谷区粕谷3-24-11 アダンハウス1D号室	080-1042-0801
39	南烏山・粕谷	合同会社RokaLabo	〒157-0062 世田谷区南烏山1-14-4	03-3302-3215
40	南烏山・粕谷	税理士・行政書士 上野意事務所	〒157-0062 世田谷区南烏山4-4-13	090-1250-7404
41	南烏山・粕谷	山崎小百合(ジブラルタ生命保険株式会社)	-	090-2672-9520
42	南烏山・粕谷	株式会社BlueRose	〒157-0062 世田谷区南烏山1-29-1-502	080-2416-3428
43	給田・北烏山	株式会社SAVANT	〒157-0062 世田谷区南烏山5-22-5	080-1284-3270
44	給田・北烏山	株式会社Asanuma	〒157-0061 世田谷区北烏山4-6-24	090-8516-9727
45	特別	伊藤 達也	〒211-0025 神奈川県川崎市中原区木月4-40-3	090-2752-9841

北沢法人会 会員の皆さまへ 日本政策金融公庫からのご案内

「国の教育ローン」をご存じですか？

制度創設以来、40年以上の歴史を持つ公的な融資制度です。



融資限度額

〳 お子さま1人につき / 〳 一定の要件に該当する場合 /
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円

「国の教育ローン」3つのポイント

1

固定金利
年 **2.25%**
令和6年1月4日現在
最長 **18** 年の
長期返済

2

ご家庭の状況
に応じた
優遇制度

3

(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

- お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は最長 18 年までと長期です。
- 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、金利の低減などの優遇制度があります。
- 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

「日本公庫ダイレクト」のお知らせ

日本公庫
ダイレクト



「日本公庫ダイレクト」はお客様と日本公庫をつなぐお客様専用のオンライン窓口です。簡単な会員登録手続き(無料)で、様々なサービスをご利用いただけます。

《日本公庫ダイレクトの主なサービス》

- ① 日本公庫からの各種おすすめ情報をメールで確認
 - ② ご登録いただいた都道府県で開催されるセミナー情報の確認や参加申込
 - ③ お取引状況をオンラインで確認※
 - ④ 各種証明書をオンラインで入手※
- ※会員登録に加えて、お取引先さま専用サービスの利用申請が必要となります。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1(日本生命渋谷ビル2・3階)

Tel: 0570-031502

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。

確定申告は マイナンバーカード × e-Tax

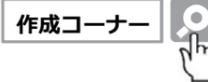
でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。



マイナポータル連携について詳しくはこちら

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

- 税務署への持参 不要
- 印刷・郵送代 不要
- 添付書類 提出不要
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間 24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付 (3週間程度で還付)
書面提出の場合は 1か月～1か月半程度で還付

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダーが不要です



次の2つでe-Tax送信できます



スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・医療費控除
- ・住宅ローン控除
- ・マイナポータル連携

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

廃棄予定の減価償却資産の耐用年数

【質問】

当社は福利厚生の一環として港区に社宅(取得原価10億円、法定耐用年数47年、経過年数40年、未償却残高1億2000万円)を有しています。この度、福利厚生をより充実させることを目的として千代田区に新たに社宅を建築することが決定し、港区の社宅は2年後に取り壊すこととなりました。この港区の社宅は使用期間があと2年間ですから、減価償却費の未償却残高を2年で費用計上するのが妥当だと思いますが認められるでしょうか?

【回答】

ご質問の内容については、会計上の取り扱いと税務上の取り扱いが異なるため注意が必要です。

(会計上の取り扱い)

会計上の扱いは、減価償却資産の使用状況や環境変化等により、当初予定による残存耐用年数と現在以降の経済的使用可能年数との乖離が生じたときは、耐用年数を変更しなければならぬとされています(日本公認会計士協会、監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」)。

したがって、港区の社宅は使用可能予測期間が2年であるため、2年で減価償却することが会計上適切な処理方法といえます。

(税務上の取り扱い)

一方、税務上の取り扱いでは、当初耐用年数の変更をして短縮することが認められるのは次の事由による場合に限られています(法人税法施行令第57条1項)。

- ①当該資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- ②当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- ③当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食した

ことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。

④当該資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。

⑤前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。

したがって、ご質問の場合には、港区の社宅において災害等により居住の用に供せなくなったり、おおよそ経年劣化とはいえない著しい劣化がある等の事由が存在すれば耐用年数の短縮は可能といえますが、単に福利厚生の充実をはかる目的のみでの取り壊しという事由では、上記のいずれの事由にも該当しないため、税務上は2年で減価償却することができず、従来通りの法定耐用年数で減価償却を行うことになります。

(会計上と税務上で取り扱いが異なる場合)

会計上と税務上でそれぞれ適切に処理しようとする場合、会計上は耐用年数の短縮により減価償却費が多く計上されることとなりますが、税務上はそれが認められません。そのため、法人税の申告書を作成する際、過大に計上された減価償却費を自己否認することによって会計上と税務上の違いを調整することになります。一見、税務上は費用計上が認められていないように思えますが、実際に取り壊しが行われた事業年度において自己否認した減価償却費が費用として認められ、最終的には会計と税務の違いは是正されることとなります。

(例) X3年度初めに取り壊す場合

	X1年度	X2年度	X3年度	期間合計
会計上の費用	6000万円	6000万円	0円	1億2000万円
税務上の費用	2200万円	2200万円	7600万円	1億2000万円
税務申告調整額	+3800万円	+3800万円	△7600万円	差引0円

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

・税理士:井戸川真也
・事務所:井戸川真也税理士事務所
世田谷区赤堤3-3-7-302
Mail:shinya@idogawa-tax.com
電話:03-6379-0071
ホームページはこちら▶



労働条件明示のルールが変更されます

令和6年1日から「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正され、労働条件の明示事項等が変更されます。今回は変更の概要とそれに関連する就業規則のポイントを整理します。

1.書面の交付による労働条件の明示

労働契約を結ぶ際、使用者は労働者に対し以下の内容について明示する必要があります。

書面の交付により明示する必要があるもの(昇給は除く)	定める場合には明示する必要があるもの
①労働契約の期間	⑦退職手当
②期間の定めるある労働契約を更新する場合の基準	⑧臨時に支払われる賃金、賞与及び最低賃金額等
③就業の場所及び従事すべき業務	⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他
④始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等	⑩安全及び衛生
⑤賃金、昇給	⑪職業訓練
⑥退職	⑫災害補償及び業務外の疾病扶助
	⑬表彰及び制裁
	⑭休職

4月1日以降は、雇入れ時だけでなく契約の更新等のタイミングを含め、以下の明示事項が加わります。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時 有期労働契約の更新時	就業場所・業務の変更範囲
有期労働契約労働者	有期労働契約の締結時 有期労働契約の更新時	更新上限の有無と内容
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	無期転換申込機会 無期転換後の労働条件

2.「就業場所・業務の変更範囲」について

「就業場所と業務」とは、その会社で新たに雇い入れる労働者が通常就業することが想定されている就業の場所と通常従事することが想定されている業務のことを指します。また「変更の範囲」とは、今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の変更の範囲のことを指します。テレワークを行うことが通常想定される場合は、この「変更の範囲」に該当するので明示が必要です。

3.「更新上限の有無と内容」について

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新の上限(通算契約期間または更新回数)がある場合にはその内容の明示が必要になります。加え、更新上限の新設・短縮をするときには、あらかじめその理由を労働者に説明しなければなりません。

4.「無期転換申込機会」の書面による明示

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、その契約期間が満了する日までの間で、無期転換を申し込むことができる旨を書面により明示する必要があります。また初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した(無期転換権が行使されなかった)後、また有期労働契約を更新する場合は、都度、その明示が必要になります。

5.「無期転換後の労働条件」の書面による明示

「無期転換申込権」が発生する契約更新時に無期転換後の労働条件を書面により明示する必要があります。無期転換申込権が行使され無期労働契約の成立時にも明示する必要があります。

6.就業規則の留意点

就業規則を変更する際は労働者代表の意見を聞く必要がありますが、無期転換申込みに関する事項を就業規則に定める場合は、その事業所で雇用される有期雇用労働者の過半数を代表すると認められる者の意見を聴くように努めて下さい(パート・有期労働法第7条)。また、無期転換者に関する事項を定める場合は、無期転換者・有期労働者の意見を聴き、その意見が適切に反映されるように対応することが大切です。

参考資料：厚生労働省パンフレット
「2024年4月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか?」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156048.pdf>

レジリエンス社会保険労務士法人
Resilience 社会保険労務士 齊藤 信之
レジリエンス社会保険労務士法人

〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-25-20 下北沢駅前共同ビル4階
TEL. **03-6407-9307**
Email: **info@resilience-sr.jp**
URL: **https://www.resilience-sr.jp**

—ビストロ「ファブル」にて—
店主佐藤:先生、随分お久しぶりですね!
ペンギン先生:いやー、すいません。
 クライアントが週刊誌に載ってしまっていて…その対応で忙しくて飲みに行く暇もなかったのですよ。
佐藤:先生も弁護士っぽいことしてらるんですね。
 そうそう、ペンギン先生がお越しにならない間に、うちも事業拡大が順調に進んでいるんですよ。ビストロチェーンも10店舗を超えましたし、通信販売事業も好評です!先生のおかげです!
ペ:それは素晴らしいですね。
佐藤:従業員が一気に増えたのですが、関係性もよく絶好調ですよ!ほら、明日も部下と飲みに行くんですよ!
ペ:へ〜、今の若い人は上司と飲みに行きたがらないとか聞きますけどねえ…ん?ちょっと見せてください!
佐藤:どうしました?



ペ:こっ、これはっ…今話題の「マルハラ」でやつじゃないですか!!
佐藤:え??マルハン?
ペ:それはパチンコですね。
佐藤:え??マルマイン??
ペ:それはポケモンですね…マルハラですよ、マ・ル・ハ・ラ!!
佐藤:マ、マルハラ???
ペ:若者は、文末にマル(句点)がついているのを見ると距離感や冷たさ、怖さを感じるようです。これをマルハラスメント、通称マルハラと呼ぶらしいです。
佐藤:こんなのがハラスメントって、もう何でもありじゃないですか…私のこのLINEは違法ってことですか??
ペ:いや、全く違法ではないです。ただ、今の若者の中にはそういう受け止め方をする人もいて、これは知っておいた方が良さかもしれませんね。
佐藤:先生の部下がそうだと信じていたくないですが…。
佐藤:私もそう信じたいです…。
 そうそう、ハラスメントといえば、昨年、うちの会社の従業員が部下

にセクハラをした事件がありまして、被害者対応や社内調査などとても大変だったんです。
 加害者が自主的に退職したことで被害者は納得してくれたのですが…。
ペ:そうでしたか、それは大変でしたね。
 被害者から会社への損害賠償請求はされなかったのですか?
佐藤:え?加害者ではなく、会社が損害賠償しないといけないのですか?
ペ:はい、セクハラは法律上は不法行為にあたるので、業務に関連して従業員がセクハラをした場合、会社は被害者に対して使用者責任を負うことになります。
 また、会社としては職場環境を整えておく義務がありますから、これに違反したということで債務不履行責任を問われる場合もあります。
佐藤:職場環境を整えておく義務ですか…。
ペ:あとは、今回は加害者が自主退職してくれたからよかったです。加害者を懲戒解雇にした場合には、処分が重すぎるとして裁判で争ってくることも考えられます。その時には、会社がセクハラ防止のための措置を適切に行っていたかどうかということも考慮要素の一つになります。
佐藤:社内でセクハラが発生しないように対策しておくことが重要なんですね。
ペ:そうですね、労働契約法や男女雇用機会均等法は、職場環境に配慮する次のような措置を事業者が義務づけています。
 ①セクハラを許さない旨の方針を示し、社内に周知すること
 ②社内相談窓口を設け、適切に対応できる体制を整備すること
 ③セクハラが発生した場合に迅速かつ適切な対応をすること
 ④セクハラ相談者のプライバシーを保護し、不利益に取り扱わないこと
佐藤:法律上の義務なんですか、恥ずかしながらうちの会社は全然できてないです…。
ペ:ハラハラしますね…。
佐藤:は、はあ…。
ペ:…。
佐藤:先生、ギャグハラってのもあるらしいですよ。

執筆者紹介

アーティファクト法律事務所
 弁護士 水口瑛介

155-0031 東京都世田谷区北沢2-11-15
 ミカン下北A街区4階

ウェブサイトURL: <https://artifact.law>
 メールアドレス: mizuguchi@artifact.law

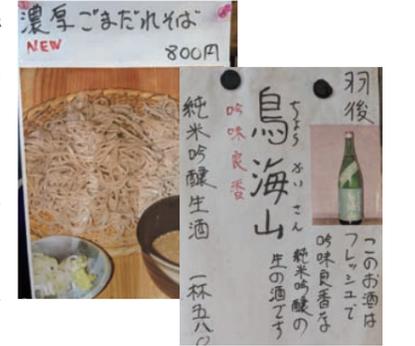
次回は当会下北沢支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。

梅丘支部 >> **近江屋** 豪徳寺駅・山下駅より赤堤通り方面へ徒歩2分 代表 **鈴木宏吉**
 電話:03-3429-2606 営業時間:11:00~22:00(火曜定休) 住所:世田谷区豪徳寺1-42-10



十割の太打ち蕎麦は、豊かな香と旨味を堪能できます。

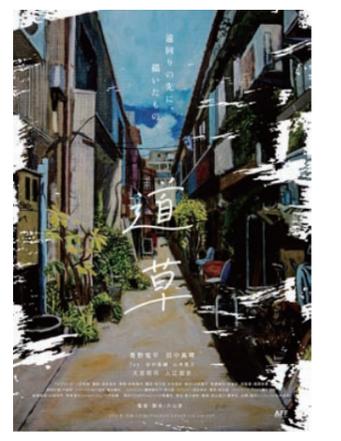
2023年11月に梅丘支部に入会しました近江屋です。小田急線豪徳寺駅・東急世田谷線山下駅から徒歩2分。山下商店街で60年続く蕎麦屋です。全国から厳選した60種類以上の地酒があります。しじみの醤油漬けや青唐辛子入りのだし巻き卵などのつまみもオススメ!
 シメの十割の太打ち蕎麦は、豊かな香と旨味を堪能できます。皆様のお越しをお待ちしております。



明大前支部 >> **ハイエンド合同会社** 代表社員 **大松高**

はじめまして、代表の大松と申します。
 法人会では珍しい業種かと思いますが、俳優のマネジメントを主とした会社です。いわゆる芸能プロダクションとお伝えした方がわかりやすいかもしれません。
 2020年の2月5日に創設し、4年目を迎えました。立ち上げ早々にコロナ禍に見舞われ大変な船出となりましたが順調に業績を伸ばすことが出来ております。
 マネジメントに加えて、22年には自社俳優を主演にした映画「わかりません」「道草」をそれぞれ池袋シネマ・ロサ、下北沢のK2で劇場公開しました。
 住所:東京都世田谷区北沢3-27-4F メール:info@highendz.net H P:<https://www.highendz.net/>

当社の所属俳優陣はテレビドラマ、映画、CM、舞台で活動しており、見かけたことがあると言った顔ぶれもいらっしゃるかと思いますので是非ホームページをご覧ください。
 法人会員の皆様とどう関わり得るかはイメージしづらい業種ではありますが、またいつか映画を作る際には出資や、撮影場所の提供などをお願い出来るかと大変助かりますので皆様と交流を深めていきたいと思っております。最近金子ボクシングジムに通っており、とても良い趣味になっております。これからお見知りおき頂きますと幸いです。



代沢・代田支部 >> **個別指導 自立学習塾** **Infinity** 代表取締役 **谷口裕明**



住所 〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-3-7
 TEL 03-3427-7722
 最寄駅 梅ヶ丘駅(小田急小田原線)徒歩3分
 6教室(梅丘・笹塚・池尻大橋・洗足・恵比寿・祐天寺)

自立学習塾の3つの方針

一人ひとりに合わせた個別指導を行います
 勉強のしかたを教えます
 わかるまで教えます

自立学習塾®は昭和35年に開塾以来、個別指導を続けています。
 自立学習塾®にとって、テストの点数を上げることや、志望校に合格させることが終わりではありません。

「何のために勉強するのか」
 「何をどうやって勉強すればいいのか」

はじめは先生に頼ることが多いかもしれませんが、それでも、先生と一緒に真剣に考え、取り組み、反省して、次に活かす。そのくり返しの中で、自分で考え、自分で決め、自分から勉強できるようになる。「自立学習」ができる生徒に育てること。それが自立学習塾の想いです。

千歳台・船橋支部

「ちとふな祭り」税金クイズ・わたあめ販売

12月17日(日)／参加者10名／場所:千歳船橋駅

ここ数年猛威振ったコロナも五類へ移行され、コロナ禍後と言われる生活を過ごしています。

法人会のイベントも以前のように開催され始めました。

千歳台・船橋支部は、2023年12月17日(日)4年ぶりに小田急千歳船橋駅で、ちとふな祭りが開催されました。

12時スタートで税金クイズと「わたあめ」販売をしました。

税金クイズ用紙は、小学生を中心にお渡しして記入していただいたら、うまい棒2本プレゼント。お子さんとご両親が真剣に考えて解答していただき、答え合わせもきちんと確認されていて嬉しくなりました。

わたあめは、沢山並んでいただき、数回買いに来てくださるちびっ子もいました。大きなわたあめをニッコリ大きな口で食

べる姿に、4人で交代しながら頑張って作りました。数日筋肉痛でした。

ステージでは、恒例の立川さんの駅員さんのモノマネやでんでん君(遠藤憲一さんモノマネ芸人)で盛り上がっていました。

北風でしたが、お天気で穏やかなお祭りとなりました。

(千歳台・船橋支部 幹事 広報委員 村上義政)



経堂支部

公開税務研修会

1月18日(木)／参加者28名／場所:昭和信用金庫経堂支店

講師:共和証券世田谷支店
西田英史様 横溝和夫様

1月18日、昭和信用金庫経堂支店において『NISA・株式投資・投資信託・家族信託』をテーマに、講師を共和証券世田谷支店の西田英史さんと横溝和夫さんをお願いして実施しました。講義は、非課税メリットがあるNISAの仕組みや株式投資・投資信託において長期・積立・分散投資することにより価格変動等のリスクを減らし、安定的な資産の構築について説明がされました。また、家族信託は認知症等になる前に資産を凍結されないようにしておく仕組みであり、知っておくと良い知識でした。これらの概要はコンパクトに判り易く纏められた資料に基づいて解説して頂いたので皆さんも理解しやすかったと思います。

今回のテーマは関心が高く定員をかなり超えてしまう状況となりましたが、皆さんが真剣に傾聴された良い研修会となりました。会場を提供して頂いた昭和信用金庫さんのご協力に感謝申し上げます。(経堂支部副支部長 税制委員 廣瀬知樹)



役員会議

2月16日(金)／参加者11名／場所:コジコジハウス

2月16日(金)18時より農大通り商店街のコジコジハウス(法人会会員)にて役員会議が開かれ11名出席いただきました。

今後年内の主要な予定の調整を皆で話し合い決定しました。3月26日には花見を兼ねた会員会議(今年は桜の開花が早そうですね)。スポーツフェスタ年2回、1回目は経堂ボウルでボウリング大会、2回目は秋の高尾山登山。経堂祭りについて、税務研修会の講師と内容などが決まりました。

会員の退会防止策についても提案が出まし

た。また、役員候補として新任の幹事を数名役員で推薦、本日共和証券世田谷支店支店長の西田さんにご了承いただき就任していただく事になりました。

今年は通常の活動が出来るようになり、活発になると思います。これからも支部の皆様で力を合わせて楽しく活動出来る手応えを感じました。会議の後は和やかに美味しいお食事と飲み物をいただきながら交流を深めました。

(経堂支部副支部長 広報委員 鳥居佐智子)



明大前支部

第1回公開税務研修会&忘年会

12月22日(金)／参加者18名／場所:昭和信用金庫明大前支店3F会議室／忘年会場所:イルチエーロ

講師:山田稔幸税理士事務所
税理士
山田稔幸様

解できました。

速算表や具体例を示した資料を見ながら、自分でも贈与税がいくらになるのか計算することも可能でした。さらに踏み込んで、相続時精算課税での土地建物の価額の特例、相続税に生前贈与を加算する期間の変更などを教えていただきました。贈与税制度の2種類(暦年課税、相続時精算課税)のメリットデメリットが端的にまとめられ

ていました。どちらを選ぶのが良いか?は、個人の事情によるので、ぜひ山田先生に相談したいと思います。

しっかり頭を使った後は、忘年会に向かいました。新入会員の紹介から始めて、法人会の活動紹介、豪華景品付きクイズ大会で大盛り上がり!「ジングルベル」「明大前支部のうた」を熱唱!し、幕を閉じました。でも大切な贈与税のお話は忘れませんよ! (明大前支部副支部長 広報委員 山崎聖鏡)

公開税務研修会の講師は山田稔幸税理士事務所 山田稔幸先生 テーマは「令和6年から変わる贈与税の制度について」でした。

税制の話は言葉からして難しいという先入観をもちますが、ゆったりとしたお話しぶり、整理された資料でとてもわかりやすく説明していただきました。現状の贈与税制度と、6年1月1日から改正される制度を比べて、何がどう変わるのか理

桜上水支部

会員会議・新年会

1月25日(木)／参加者18名／場所:桜上水ティファニー

新年会をティファニー貸し切りで開催しました。イベントは二つ、最初に南鳥山・粕谷支部で青年部会の小池さんによるミニコンサート。個人的にはマイケルジャクソンの曲がバイオリンで奏でる音にもの凄く調和していて感動しました!演奏後も他の人は松任谷由実が良かったなど感想を語り合いました。

そして次は内田支部長の独自ルールによる抽選会が行われました。1等は信濃屋様からワインを、その他の景品は会員の皆様で持ち寄りました。ゆるい感じで和やかな桜上水支部らしい雰囲気でも盛り上がりしました。

(桜上水支部 副支部長 広報委員長 高宮英輝)



ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 文史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

女性部会

「新年会」

1月31日(水)／参加者24名／場所:南国酒家 原宿本店

去る、1月31日(水)雲一つない快晴の日、北沢法人会女性部会「新年会」を南国酒家 原宿本店にておこないました。

日頃、女性部会を応援してくださっている3名のご来賓(松林久行顧問・小野陸雄・高橋信義両相談役)をお招きし、楽しいひと時を過ごしました。

私事で恐縮ですが、息子が中学卒業時、梅中の学年委員長を私が仰せつかっており、謝恩会の担当で、ここ南国酒家でお世話になりました。それ以来、家族や友人・知人等と何十年も通い続けて現在に至っております。

私が幼少の頃、ハルピンに住んでおり、我が家のコックさんは、凄腕の中国人で何十人にも美味しい中華料理をつくり、その味が南国酒家の味と似ており、懐かしさのあまり、今も通

い続けておりますが、この度は、女性部会の皆様と楽しみをご一緒できたことは、この上ない喜びです。

(女性部会副部長 羽生和世)



明大前支部・梅丘支部 合同

明大前支部・梅丘支部合同 地域別懇談会

2月6日(火)／参加者53名／場所:京王プラザホテル

毎年恒例の地域別懇談会が開催された。会場は「オペラシティ」から今年は「京王プラザホテル《スカイラウンジオーロラ》にて、絶景を眺めながらの祝席となった。毎年2月に開催される新年会の大トリでもある。

なぜ合同かという、およそ十年前北沢法人会はブロック制として、3ブロックは東松原駅を中心とする7支部、明大前駅を中心とする8支部、梅丘駅を中心とする9支部で成り立っていた。支部再編成に伴い明大前支部(7支部に大原一・二丁目、羽根木一・二丁目参画)、梅丘支部(代田四・三丁目参画)それぞれ新しい支部体制となった。

もともと3ブロックとしての活動が活発だったので、ブロックがなくなっても活動は変わらず一緒に進めようと、現在の《合同活動》に至っている。その一環としての【地域別懇談会】年々内容が充実している。今年の余興は《バイオリン 情熱大陸など》&《大好きベリーダンス みんなで踊ろうなど》盛り上がった。

二つの支部のモットーは『楽しくなければ意味がない!喜んで〜(笑顔)』だと…これからもずっと【楽∞喜】笑顔の絆を紡いでいってほしいと願う。

(梅丘支部 参与 広報副委員長 竹股克之)



ヴァイオリン: 小池彩夏さん



ベリーダンス

代沢・代田支部

第2回公開税務研修会

2月15日(木)／参加者13名／場所:北沢法人会館

代沢・代田支部では、2月15日(木)に第2回公開税務研修会を、梅丘の北沢法人会館にて開催しました。

テーマは、「インボイス制について」、「電子記録の保存法について」、「令和6年度の税制の変更点について」行われ、参加者は13名でした。

インボイス制度については、実際の運用について詳しく説明していただき、実際の業務で何をしなければいけないのか理解できました。

また、電子記録の保存法について法律で決められている



ルールを理解することができました。

最後に令和6年度の税制の変更点として、①所得税・住民税の定額減税②ストックオプションの利便性向上③住宅ローン控除の拡充等の説明をしていただきました。

研修会終了後、下北沢の「都夏」に会場を移し、支部会議を行い、令和6年度の行事の決定と会員勧奨の目標数、役員改選について話し合いました。

会議終了後、参加者全員で懇話会を開き、楽しいひと時を過ごしました。(代沢・代田支部長 望月章次)

講師:北沢税務署
法人課税第一部門 審理担当 上席
石川龍児 様

給田・北鳥山支部

第1回公開税務研修会

2月6日(火)／参加者11名／場所:栄戸コンクリート工業株式会社会議室

令和6年2月6日火曜日、給田・北鳥山支部では栄戸コンクリート工業株式会社会議室で「第1回公開税務研修会」を開催しました(研修会出席者11名)。会員からのリクエストが多かった「終活」をテーマとして、今回は「相続税、贈与税の解説」を芦川直樹税理士に講演して頂きました。

『暦年課税制度』と『相続時精算課税制度』の違いや注意点、そして『特例制度』など相続と贈与について具体的かつ実践的な内容の講演となりました。質疑応答時間も取りきらないほど白熱した時間となりました。終了後場所を「つば八鳥山店」に移し懇親会をおこない、会員同士で講義の復習と次回の開催アイデアについて盛り上がりました。

(給田・北鳥山支部長 栄戸邦啓)

講師:芦川直樹税理士事務所
税理士
芦川直樹 様

生きがいのある職場をめざして

株式会社大石工業

代表取締役 大石 恵

〒156-0045 東京都世田谷区桜上水2-6-4
TEL:03-3304-8231 FAX:03-3329-7249

utena
1927年創業

飾らない
人間本来の「自然な美しさ」をテーマに、
お客様の日常生活や悩みに
焦点を当てた商品開発をしています。

株式会社 ウテナ 〒157-8567 世田谷区南鳥山 1-10-22
お客様相談室 0120-305-411/ご注文ダイヤル 0120-87-2040

